

岩監公表第2号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、岩沼市長から同条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年9月29日

岩沼市監査委員 鎌 田 壽 信

岩沼市監査委員 長 田 忠 広

令和4年度（令和3年度分）市有財産管理等監査結果（指摘事項）措置報告書

課（所）名	市民経済部商工観光課	
監査年月日	令和4年5月25日	
	指摘事項	左記に対する措置状況
	<p>令和2年度及び令和3年度における普通財産の貸付2件について、更新契約事務を失念し、無承認貸付を行っていた事実が判明した。再発防止を徹底し、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>人事異動に伴う引き継ぎ漏れを防止するために貸付期間を見直し、令和4年度からは契約期間を3年に短縮し（以前は10年）契約を締結した。</p> <p>今後は、当初予算の予算要求書に当該契約期間を明記し適切に対応する。</p>